

## 埼玉県地酒を活用した観光プロモーション業務委託企画提案競技に関する質問への回答

質問項目	質問内容	回答
募集要項9(1) 企画提案書の提出方法	提案書は、副本の用意が必要ですか。また、事業者が特定できないようにする必要がありますでしょうか。	副本は必要ありません。 募集要項9(1)に記載の通り紙媒体4部及びデータで提出をお願いします。 また、提案書は今回の審査の用途のみで使用するため、事業者が特定できないよう記載する必要はありません。
募集要項9(2) 企画提案書の記載内容	企画提案書は、何ページのしぼりはございますでしょうか。	ページ数の指定はありません。ただし募集要項9(2)に記載の内容を必ず含むようにしてください。
募集要項10(2) 第二次選考 (プレゼンテーション)	第二次選考(プレゼンテーション)にて、ZOOMによるプレゼンテーションを実施するとございますが、プレゼンテーションの時間は何分いただけますでしょうか。	説明15分、質疑応答10分での審査を予定しています。
仕様書3 目的	あえて「地酒ビギナー」をターゲットにした狙いは何か？すでに地酒が好きな20代・30代はターゲットにしないのか。	既に地酒好きな層は、酒蔵見学などの地酒をテーマとした旅行の際に自分が好きな地酒の生産地に向かうことが想定されるのに対し、まだお気に入りの銘柄に出会っていない若い層を対象とした方が様々な酒蔵や県内観光地を周遊していただける余地があることから、本業務のターゲットとして設定しました。
仕様書3 目的	「地酒ビギナー層」には、お酒を飲用する以外で、例えば酒の美容効果に興味があるといったアルコールを摂取しない人も含んでいますか。また、ターゲットはあくまで国内の生活者という認識でよいでしょうか。それとも訪日外国人もターゲットに入りますでしょうか。	本業務では、酒を飲用する人を対象とします。 酒を飲用し今後長期的なファンとなりうる層に訴求するプロモーションを行うことで、埼玉県への観光誘客につなげることを目的としています。 また、本業務のターゲットは国内の生活者(日本語話者)を想定しています。

質問項目	質問内容	回答
仕様書3 目的	県内外とあるがターゲットは埼玉県を含む関東圏であるか。もしくは全国など幅広い地域のターゲットを想定しているか。	埼玉県へのアクセスの良い首都圏を主なターゲットとしてください。
仕様書4(1)ア 動画の制作	縦画角、横画角いずれでも問題ないか？また、いずれの使用が多く想定されるか？ (SNSであれば、縦画角が効果的なため確認)	仕様書4(1)ア(ア)記載の仕様を満たした動画を制作してください。そのほか、「4(2)制作した広報資材を活用したプロモーション」において提案いただく内容にSNSの活用が含まれるのであれば、その用途に応じた動画を制作してください。
仕様書4(1)ア 動画の制作	動画の制作本数は3本以上でも問題ないか？	問題ございません。予算の範囲内で魅力的な動画の制作案をご提案ください。
仕様書4(1)ア 動画の制作	地酒・観光PR動画をインフルエンサーが登場制作することに問題はないか？ また、本数は何本でも問題ないか？	地酒・観光PR動画にインフルエンサーが登場することは問題ございません。また、インフルエンサーの登場のいかんを問わず、動画の制作本数は仕様書記載の通り1分×3種類の3本制作するようにしてください。
仕様書4(1)ア 動画の制作	動画内に登場する酒蔵は全酒蔵を網羅する必要がありますか？	全酒蔵を網羅する必要はありません。動画は3種類制作することとされていますが、提案いただくテーマに応じて相応しい酒蔵を選定してください。
仕様書4(1)イ SNS発信用の動画の制作及び発信	制作する動画数の最低基準はございますでしょうか。	仕様書4(1)イに記載させていただいた通り、インフルエンサーを2名以上選定することとしているため、動画の制作本数としても2本以上となります。
仕様書4(1)イ SNS発信用の動画の制作及び発信	インフルエンサーの投稿は1人1本で良いか。また、インフルエンサーの動画については「地酒ビギナー層」に訴求するため例えば「酒蔵だけ」を取り上げた動画でも良いのか。	インフルエンサーの投稿は1人1本以上でお願いします。内容は定めたターゲットに訴求する内容であれば県からの具体的な指定はありません。本業務の目的を踏まえ、適切な提案をお願いします。
仕様書4(1)イ SNS発信用の動画の制作及び発信	インフルエンサー選定において選定基準はあるか。(フォロワー〇人以上など)	インフルエンサーの選定基準はありません。本業務の目的に沿ったインフルエンサーを提案ください。

質問項目	質問内容	回答
仕様書4(1) SNS発信の動画の制作及び発信	企画時に提出するインフルエンサーは不確定でも問題ないか。	不確定でも問題ありませんが、企画提案書の記載内容で審査させていただきますのでご承知おきください。
仕様書4(1) ウパンフレットの制作	1つの酒蔵紹介につき「日帰り」「宿泊あり」それぞれ掲載するのか？それとも酒蔵ごとに日帰りコース、宿泊コースを選んで紹介して良いのか	仕様書記載の通り、酒蔵を含めた観光周遊コースを日帰り、宿泊ありそれぞれ提案ください。1つのコース内に酒蔵をいくつ含めるか、県からの指定はありません。なお、本業務は酒蔵の紹介が主目的ではなく、酒蔵を含めた観光周遊の魅力を伝えるものということに留意ください。
仕様書4(1) ウパンフレットの制作	県内全ての酒蔵リストは受注後、県庁からいただけるのか。現時点で把握した場合、参考になるHP等はあるか。	以下のURLを参考にしてください（埼玉県酒造組合ホームページ）。 <a href="https://saisake.com/kuramoto/">https://saisake.com/kuramoto/</a>
仕様書4(1) ウパンフレットの制作	アクセス情報は、パンフレットに掲載する「酒蔵含めた観光周遊コース」のアクセス情報を掲載すれば良いか。	手に取った人がパンフレットに載っている酒蔵等のスポットへの行き方を容易に理解できるよう、アクセス情報を記載してください。
仕様書4(1) ウパンフレットの制作	「企画提案時には全体のデザイン、ビジュアル等で審査するものとする」と記載がありますが、全ページのデザインイメージが必要ということでしょうか。	提案時には全ページのデザインイメージは必要ありませんが、本業務の目的、仕様書4(1)に記載の制作方針を踏まえているかどうか、県が判断できるイメージを提出ください。
仕様書4(1) ウパンフレットの制作	「パンフレットは紙媒体だけでなく、電子データ（PDF等、県の指定するフォーマット）でも納品すること。紙での配布のほか、インターネット上でも閲覧されることを踏まえて制作すること。」とありますが、インターネット上とは具体的にどのサイトを想定していますでしょうか。	埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」( <a href="https://chocotabi-saitama.jp/">https://chocotabi-saitama.jp/</a> ) や埼玉県公式ホームページ ( <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/">https://www.pref.saitama.lg.jp/</a> ) 内に掲載することを想定しています。

質問項目	質問内容	回答
仕様書4(1)ウ パンフレットの制作	パンフレット7,000部について、納品したパンフレットの活用方法や流通先は決まっていますか？	現時点では未定ですが、県が参加する観光イベント等での配布を想定しています。
仕様書4(1)ウ パンフレットの制作	県内のすべての酒造とは、ちょこ旅埼玉 ( <a href="https://chocotabi-saitama.jp/jizake/">https://chocotabi-saitama.jp/jizake/</a> )に掲載の32蔵元で間違いはないか。	ご質問いただいた通り、県内32蔵としてご提案ください。 また、埼玉県酒造組合ホームページ( <a href="https://saisake.com/kuramoto/">https://saisake.com/kuramoto/</a> )も併せてご確認ください。 業者決定後、県酒造組合に確認の上、掲載する酒蔵を確定する予定です。
仕様書4(1)ウ パンフレットの制作	掲載必須事項の項目が掲載されていれば、蔵元すべての個々の情報は必要なく、ちょこ旅埼玉ウェブサイトへ誘導するイメージで良いか。	具体的な提案内容によりますが、ご質問にあります通り埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」へ誘導するなどして個々の酒蔵の情報をアクセスできる内容となっても良いものとしします。
仕様書4(1)エ ポスターの制作	制作するポスターのデザインの種類は複数になってもよいか？	デザイン数は複数であっても差し支えありません。
仕様書4(1)エ ポスターの制作	掲載する酒蔵は、いくつかピックアップしつつエリアが偏らないよう選出すれば良いか。	ご記載の通りです。エリアに偏りがないようご提案ください。
仕様書4(1)エ ポスターの制作	納品したポスターの活用方法や掲出先は決まっていますか？	現時点では県関連施設や酒造組合、各酒蔵での掲出を想定しています。
仕様書4(1)エ ポスターの制作	企画提案時にポスターデザインの提案は必要ないか。	ポスターデザインも提案ください。
仕様書4(1)オ ロゴの制作	ロゴの活用について具体的なイメージを伺いたい。SNSなどでの使用も検討しているか。	現時点では、県公式SNSや県の広報物への掲載などを想定しています。
仕様書4(2) プロモーション	動画を広告出稿する提案は予算内であれば可能か。	可能です。予算の範囲内において提案ください。

質問項目	質問内容	回答
仕様書4（2） プロモーション	パンフレット配架場所、ポスターの掲出場所を提案する必要があると思いますが、すでに決まっている場所はございますか。また、制作物は通年を通じて配れる内容が良いでしょうか。	埼玉県としては、現時点では県関連施設や酒造組合、各酒蔵でのポスター掲出を想定しています。その他のパンフレット配架場所、ポスター掲出場所は未定です。また、制作物の内容は長期にわたり通年活用可能な内容となるよう提案ください。
仕様書4（2） プロモーション	既に行うプロモーションについて、決定しているものがあればご教示いただきたい。（パンフレット配布場所、サイネージ掲載箇所等）※ご提案の内容が重複してしまうのを防ぐため。  パンフレットの配布先の選定調整の業務があるが、配布先への送付業務は含まれないという認識で良いか。	具体的なプロモーションについて決定しているものはありません。  また、配布先への送付業務も併せて提案いただいた場合には、業務内容に含めることとします。予算の範囲内において提案ください。
仕様書5 成果物に関する権利の帰属	第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担を受託者が負うことにおいて、権利に期間を設けることは可能でしょうか？	仕様書4（1）イの「SNS発信用の動画」以外の制作物は、基本的には県が無期限で使用できるよう提案ください。